土庄町農業委員会会議録

平成30年10月19日

出席委員

濱岡 重夫 中川 修作 中黒 哲也 森田 嗣洋

石井 正樹 平林 紀芳 森 和志 濵中 紀仁

末長 顕悟 藤田 忠義 中野 博喜

欠席委員

佐竹 義光 三村 康 佐伯 敏雄

事務局

事務局長 川本 公義 主任主事 三浦 博樹

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、10月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として3議案がございます。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

中野委員、中川委員よろしくお願いします。

続きまして、議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書2~4ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 1 号第 16 番について、森委員からご説明お願いします。

(森委員)

議案第1号第16番については、9月の委員会で提出された転用議案の譲受人に関連する ものです。譲受人の世帯員が下限面積を満たす農地を所有しており、現在も耕作を行って おりますので問題は無いかと思います。

(議長)

森委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第16番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第16番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第1号第17番について、中川委員からご説明お願いします。

(中川委員)

議案第1号第17番については、譲受人は、法人として現在広くオリーブ栽培を行っており、その経営規模拡大として、特に問題は無いかと思います。

(議 長)

中川委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第17番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第17番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第1号第18番について、森委員からご説明お願いします。

(森委員)

議案第1号第18番については、本日の議案第2号第10番の売買転用議案にあります譲受人が同時に購入する農地になります。2筆に分筆して、それぞれ農地と宅地として使用するための購入です。ですので、住宅に隣接する土地となり、家庭菜園等で利用するとのことで特に問題は無いかと思います。

(議 長)

森委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第18番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第18番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第1号第19番、第20番について、中川委員からご説明お願いします。 (中川委員)

議案第1号第19番、第20番については、農地所有適格法人設立に伴う所有権移転案件です。譲受人の法人は、それぞれの譲渡人が役員を務める法人でして、この秋に設立されました。譲受人はもともと熱心に農業を行っており、農作物の出荷など、事業を拡大するために法人を設立したとのことです。作業機械等もそろっており、特に問題は無いかと思

います。

(議長)

中川委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。 質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第19番、第20番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第19番、第20番について、原案のとおりご承認いただきました。 続きまして、議案第2号「農地の転用に伴う権利移動承認について」の審議に入ります。

(事務局) 議案書6~9ページ、審査書を基に説明。

事務局からご説明いたします。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 2 号第 10 番について、森委員からご説明お願いします。

(森委員)

議案第2号第10番については、自己住宅建築のための農地転用案件となります。当該農地は、耕作放棄地であり大きな木が生えている状態です。周辺農地への影響もなく、特に問題ないかと思います。

(議 長)

森委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第10番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第2号第10番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書11~12ページ、審査書を基に説明。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第3号第13番、14番について、佐伯委員からご説明お願いします。

(佐伯委員)

議案第3号第13番、14番については、借人は、長年果樹の栽培等、農業を熱心に行っている方です。本件は再設定案件であり、特に問題ありません。

(議 長)

佐伯委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第13番、14番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第13番、14番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第3号第15番について、森委員からご説明お願いします。

(森委員)

議案第3号第15番については、利用権の再設定案件ですが、もともとの借人は本議案借人の父でした。父が亡くなられ、そのまま子である借人が継承されるとのことです。現在 も畑として利用されており、特に問題は無いかと思います。

(議 長)

森委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第15番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第15番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第3号第16番、第17番について、私からご説明いたします。

議案第3号第16番、第17番については、借人は広く水稲栽培等で農業に従事しており、 本件についても利用権の再設定でありますので、特に問題はありません。

(議 長)

私からご説明いたしましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第16番、第17番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第16番、第17番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第3号第18番、第19番について、私からご説明いたします。

議案第3号第18番、第19番については、借人らは協力して水稲栽培を行っており、現在も問題なく耕作しておりますので、特に問題ありません。

(議 長)

私からご説明いたしましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第18番、第19番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第18番、第19番について、原案のとおりご承認いただきました。

本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

○ 来月の委員会について

開催日時 11月20日(火) 午後1時半~ 役場2階 会議室

(議 長)

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 14時40分

議事録署名人 議 長 濱岡 重夫

議事録署名人 中野 博喜

議事録署名人 中川 修作